

旧浜益村澤谷家文書の酒税関係資料について

Historical materials of liquor tax of the Sawaya family documents
in former Hamamasu Village

木戸 奈央子*

Naoko KIDO*

キーワード：浜益，澤谷家，酒税，明治時代

はじめに

石狩市浜益区は、石狩市の最北部に位置する（図1）。浜益は、近世から近代にかけて鯉漁の漁場として栄えた。幕末には、荘内藩によってハマシケ陣屋が置かれ、対外政策の要所としても重要な地域であった。平成17（2005）年に当時の石狩市、厚田村と合併し、現在の石狩市浜益区となる。

北海道博物館に、旧厚田村（現在の石狩市厚田区）が寄託した資料が収蔵されている。その中には、浜益の漁業家である澤谷家が記録した文書資料があり、これらは、『浜益村史』等で一部記載が見られるが、その詳細は不明であった。本稿では、澤谷家文書の中から酒税に関する資料について、その解説と若干の考察を加える。

1. 資料の概要

本稿では、浜益の澤谷家文書から、「明治四十二年十二月 酒造税金仮受帳及酒出控記入帳」，「納税保証書」，「雑書類」の3点の酒税関係史料について報告する。これらの資料は、旧厚田村役場および旧厚田村教育委員会の寄託資料の一部であり、北海道博物館が所蔵している¹。寄託資料について、その概要を以下に示す（表1）。

寄託資料計1,240点の大半は、昭和45（1970）

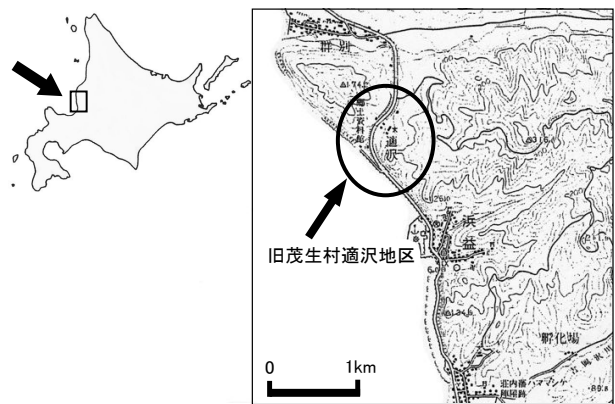


図1. 石狩市浜益区位置図。
（国土地理院5万分の1地形図に加筆）

と翌46（1971）年に寄託されている。筆者の調査では、文書資料749点のうち、不明な18点を除き、481点が澤谷家に関するものであった。また、残り250点は、厚田の漁業家で浜益にも漁場を所持していた佐藤家に関する文書や、厚田村役場に関係する文書であった²。資料の寄託経緯やその詳細は不明だが、寄託された年の前年に『厚田村史』を刊行していることから、寄託資料は村史編纂のために収集したものであると考えられる。

2. 澤谷家について

まず、澤谷家の経営拠点であった浜益の漁場の主な変遷について述べると、浜益の漁場は、宝永

*北海道教育大学大学院教育学研究科 〒002-8502 札幌市北区あいの里5条3丁目1

表 1. 旧厚田村寄託資料の種類と点数

分類項目	点数	摘 要
生活資料	254	食器、喫煙具、照明器具、半天等
産業資料	184	漁具等
文書資料	749	澤谷家文書、佐藤家文書、厚田村役場関係資料等
図書資料	48	雑誌等
民族資料	1	酒樽
考古資料	2	旧厚田村出土遺物
記録資料	2	写真
計	1,240	

3（1706）年に設置されたマシケ場所から分割されて、天明5（1785）年に「ハママシケ場所」となる。寛政8（1796）年からは、初代伊達林右衛門が場所請負人として場所経営を行った³。伊達家で特に浜益と深く関わりがあるのが、3代目伊達林右衛門である。3代目林右衛門は、寛政8（1796）年にハママシケ場所の請負人となり、弘化2（1845）年に浜益・増毛の漁場を200町余り開いた（北海道水産協会編 1935：762）。また、漁場経営に携わる他、増毛・浜益間や厚田・濃昼間の山道の開削にも力を注いだ。慶応元（1865）年にハママシケ場所の請負人は、中川屋勇助へと変わり⁴、翌慶応2（1866）年には、荘内藩による漁場の統括が行われる。

澤谷家は、幕末から昭和の初期にかけて、浜益の茂生村適沢（現在の石狩市浜益区浜益）で漁業や海運業等を営んだ家であり、初代と2代目が浜益の漁場経営に携わった（図1）⁵。

初代澤谷新三郎は、安政年間（1854～1859）頃より⁶、ハママシケ場所の場所請負人・伊達林右衛門の下請漁業者として、漁場18ヶ統のうちの一つを担ったと考えられる⁷。

澤谷家が、漁業を営んでいたことについては、函館市中央図書館に次のような記録がある。慶応2（1866）年の『運上屋家入用浜方注文並ニ貸付書上』は、中川屋勇助が下請負漁業者に貸付して

いた物資の調査記録である⁸。その中に「テキサマ新三郎」の記述があることから、当時テキサマ（適沢）で初代澤谷新三郎が漁業を営んでいたことがわかる（石橋編，1980：262）。その他、明治6（1873）年に浜益郡の村方一同が、開拓使へ宛てた拝借金返済に関する文書には、浜益郡茂生村の伍長として澤谷新三郎の名があり、当時の茂生村での地位が推察できる⁹。

2代目澤谷新三郎（1874-1930）は、浜益の澤谷漁場において、「鯨定置漁業を経営、逐年事業を拡大し、最盛期には漁夫200名以上を使用した」大規模な漁業経営者である（石橋編，1980：340）¹⁰。明治35（1902）年の第1回浜益村村議会から村会議員を務め、大正4（1915）年から7（1918）年まで第15代浜益村村長を勤めた。また、大正3（1914）年から11（1922）年まで浜益漁業組合長を務めたほか、適沢合資会社や海運業を経営するなど、多岐に渡り活躍した実業家である。

澤谷家は、昭和7（1932）年設立の合同漁業株式会社への加入とともに、自家番屋以外の番屋、漁具等の設備一式を出資した¹¹。漁場跡や番屋は、昭和49（1974）年の国道231号線の開削に伴い消失し、現在はその跡を見ることはできない。

3. 明治期の浜益の酒造業と酒税について

(1) 明治期の浜益の酒造業について

『浜益村史』によれば、浜益における酒造業は、浜益郡黄金村川下（現在の浜益区川下）の真田武四郎が、文久から元治年間（1861～1864）に創業したことが始まりと言われている（石橋編，1980：880）。明治期に浜益で操業していた酒造家は、5軒である。以下にその詳細を示す（表2）。

明治期の浜益の酒造石数や、酒造家の軒数について、筆者の調査では、明治41（1908）年の旧浜益村文書と、明治42（1909）年、43（1910）年の北海道統計のみ、記録が確認できた（旧浜益村文書，加藤，2015：195）。それによれば、明治41年の浜益村の酒造家は、土井清一郎と山中九郎治の2軒であり¹²、造石数は298石であった¹³。明治42年は、同じく2軒で造石数210石、翌43年は1軒と106石である¹⁴。

澤谷家文書には、土井と山中の2人が漁場の出納帳などに記されていることから、澤谷漁場はこ

の2軒の酒造家から酒を仕入れていたと推察できる。

(2) 明治期の酒税について

明治以降の近代化に伴い、酒税制度の法整備も行われる。その主な変遷について以下に概要を示す（表3）。

本資料に関連する酒税の納税保証を中心に、「酒造税則」と「酒造税法」について述べる。「酒造税則」（太政官布告第40号）は、明治13（1880）年9月27日に制定され、全4章38条からなる。酒類製造者は、酒造場一ヶ所ごとに酒造免許税と酒類造石税を納め、免許鑑札を受けなければならなかった（第1，2，3条）。酒類造石税は、醸造酒（一類）と蒸留酒（二類），再製酒（三類）の3種に分類され、一石あたりそれぞれ2円，3円，4円が課せられた¹⁵。同年11月24日には、「酒造税則取扱心得書」（大蔵省達乙第39号，全5款・52項）が定められ¹⁶，明治15（1882）年12月27日に「酒造税則附則」（太政官布告第61号，全12条）が布告された。

表2. 明治期の浜益における主な酒造家

酒造家氏名	屋号	場所	おおよその操業年代	出身地	銘柄、受賞歴等
真田武四郎 真田貞祐	 ヤマキユウ	黄金村	文久～元治年間から 明治36・37年	秋田県雄勝郡三輪村 (現在の秋田県雄勝郡羽後町)	黄金川，しら梅 明治35年北海道十一州総合清酒品評会優等賞（黄金川），二等賞（しら梅）
吉田吉之丞	 ダイマル	茂生村	明治4・5年から 明治36・37年力	不明	不明
土井萬吉 土井清一郎	 カネノ	茂生村	明治15年から明治 末期ないし大正初期	山形県飽海郡観音寺村 (現在の山形県酒田市)	飛泉 明治35年北海道十一州総合清酒品評会二等賞
山中九郎治	 黒川	茂生村	明治14年から明治 末期ないし大正初期	山形県西田川郡黒森村 (現在の山形県鶴岡市)	鶴の井 明治35年北海道十一州総合清酒品評会三等賞
小野光衛	 オノ	群別村	不明	不明	不明

出典（加藤，2015：22，36，56；石橋編，1980：880；田邊編，1903：224；松井編，1894：390，旧浜益村文書）より作成。
屋号については（田邊編，1903：224；松井編，1894：390）より作成。

表3. 酒税の主な変遷と概略.

年	概 略
明治4年	酒造株の廃止 ¹⁵ .
明治8年	「酒類税則」制定. 酒造営業税・醸造税・酒類請売営業税が課せられる ¹⁶ .
明治13年	「酒造税則」「酒造税則取扱心得書」制定. 酒造営業税が酒造免許税となり、課税対象が酒類から醸造場ごとへと変わる. 醸造税が酒類造石税となる ¹⁷ .
明治15年	「酒造税則附則」制定.
明治23年	「酒造税則施行細則」制定.
明治29年	「酒造税法」「酒造税法施行規則」制定. 税務署が設置される. 造石税のみの課税となる. 「自家用酒税法」「混成酒税法」制定.
明治32年	自家用酒の製造が全面的に禁止される.

出典（国税庁税務大学校税務情報センター租税史料室編，2009；2010；加藤，2015：122-127）より作成.

明治23（1890）年8月20日制定の「酒造税則施行細則」（大蔵省令第20号）は、税則の詳細を定めたものであり、全25条で構成される。第1条は、免許鑑札の申請に必要な書類等について記されているほか、納税保証物あるいは納税保証人が必要な場合についての記載がある。その内容は、3年以内に無免許営業等の不正により処罰を受けた者や、税を滞納した者は、保証物あるいは保証人を定めなければならない、というものである。さらに、第10条では、酒造家の所有する不動産価格が造石税の4分の1未満である場合にも、保証物あるいは保証人を立てなければならないとしている。

「酒造税法」（法律第28号，全38条）は、明治29（1896）年3月27日に公布された。酒造営業税は、同日制定の営業税法（法律第27号）に組み入れられ、酒税は造石税のみとなる。この「酒造税法」では、一般の酒造家も納税保証として、造石税の半額に相当する保証物を納めることが定められた（第13条）。また、保証物については、①保証物に相当する保証人を立てた場合、②造石税額に相当する酒類を保存する場合、③造石税を前納した場合にのみ、提出が免除された（第14条）。つまり、「酒造税法」では、「酒造税則」で限定

的であった、納税保証物・納税保証人の対象が拡大したという変化が見られる。

同年8月27日制定の「酒造税法施行規則」（勅令第287号，全45条）は、「酒造税法」に基づいた細則である。酒造家は、同年新たに設置された税務署に免許申請を行い、製造場の建物の図面や酒造用器具等の目録を提出する（第1条，3条）。また、年度ごとの見込造石数、製造時期、方法等の申告を行うことも規定された（第5条）。逆に税務署は酒類製造者に対して、酒類免許を交付し、酒類製造場または酒類販売場の検査を随時行う仕組みとなる。

明治期の酒税変遷の背景には、日清戦争後の軍備拡張と、官営企業への財政支出増大がある。酒税は国税の税収源として、その多くを占め、明治32（1899）年には国税の税収が第1位となる。酒税確保を確実にするために、納税保証によって酒類の密造や脱税の取り締まりが強化された。

4. 資料紹介（酒税関係資料）

前述の澤谷家文書481点のうち、酒税の納税に関する資料は以下の3点である。以下にその概要を述べる。

(1) 「明治四十二年十二月 酒造税金借受帳
及酒出控記入帳」(資料1, 写真1)

明治42(1909)年から翌43(1910)年までの酒造家の酒税記録と、澤谷漁場の酒に関する金銭出納が記されている。全49頁から成るが、実際に記述があるのはその内の11頁分で、残りは白紙である。資料は墨書で書かれており、一部朱書きとペン書きが見られる。資料は大きく4項目に分けられ、その内2項目が、前述の土井清一郎と山中九郎治の納税に関するものである。

(2) 「納税保証書」(資料2【1】～【8】、
写真2)

明治39(1906)年～43(1910)年に作成された、山中九郎治の納税関係資料である。資料は、「納税保証書」が明治39年度と40年度、41年度分の3点(資料2-【1】【4】【7】)、「資産調書」が明治40年と41年のものが2点(資料2-【2】【5】)、明治41年の「納税保証物免除申請」(資料2-【3】)と同年の「印鑑証明願」(資料2-【6】)が各1点、明治43年の「預り証」(資料【8】)が1点の計8点からなる。

「納税保証書」(明治39年、40年、41年度)は、山中九郎治が製造する酒類について、澤谷新三郎がその保証人となることを示すものであり、3点全て罫紙1枚によるもので、同じ内容である。これらは、前述の「酒造税法」第13条、14条に基づいた、納税保証人を立てた証書である²⁰。

「資産調書」(明治40年、41年)は、保証人となる澤谷新三郎の畑や宅地、海鮮干場の所在地や規模、時価等が記載されており、2点とも同内容で、罫紙1枚に記載している²¹。前述した「酒造税法施行規則」によれば、納税保証人は、納税保証に耐えうる資力があると認められた者でなければならないため(第26条)、この調書はそれを証明する文書であると推察できる。

「納税保証物免除申請」(明治41年)は、保証人を立てることで、納税保証物提出の免除を申請するものである(「酒造税法」第14条)。山中九

郎治が納税保証物の提出免除を願い出た資料であり、罫紙1枚に書かれている。

「印鑑証明願」(明治41年)は、澤谷新三郎が浜益村村長に宛てた印鑑証明願であり、白紙1枚にその記載と押印がある。文書の最後に、浜益村村長名と印とともに「前書之通り願出ニ付相違ナキコトヲ証明ス」とあることから、印鑑証明書でもあると考えられる。

「預り証」(明治43年)は、酒造器具一式を茂生村伊藤平太郎が預かり、取り置く旨を澤谷新三郎に宛てて記した、罫紙2枚の証明書である。茂生村の伊藤平太郎について、その詳細は不明であり、澤谷や山中九郎治との関係性も記されていない。前述のように、酒造家は、製造場の建物の図面や酒造用器具等の目録を提出することが義務付けられていた(「酒造税法施行規則」第3条)。この「預り証」も目録に関係するものであると推測できるが、酒造家の山中九郎治の名がないため、提出用に作成した資料とは考えにくい。資料には、「御入用之節ハ何時タリトモ御渡シ可申候也」とあるため、澤谷が何らかの借金の担保とした可能性もある。また、資料には鉛筆書きの記載が7ヶ所あり、桶の一部を伊藤などへ貸すという記述もあることから、伊藤らが酒造業を営もうとした可能性も考えられる。

(3) 「雑書類」(資料3, 写真3)

田中マツと笹谷福蔵の住所、生年月日のみが書かれた証明書(全4頁)と²²、号数や「仮記」などを記した金銭受取証(全6頁)の2種からなる。このうち納税に関するものが、金銭受取証である。金銭受取証は、明治42年12月7日、43年1月7日、1月19日、1月22日、2月5日、2月22日のもので、全て山中九郎治に宛てた証書である。これらは、(1)「明治四十二年十二月 酒造税金借受帳及酒出控記入帳」の山中九郎治に関する記載部分と同じ内容である。資料全体には墨書で「×」が書かれ、澤谷の押印部分全てが破られ、欠損している。また、資料は全てに切り取った部分がある。これらは提出か、あるいは控えの

証書であり、廃棄処分のために施したものであると考えられる。

5. おわりに

本稿では、明治期の酒税納税について、浜益の漁業家と酒造家の関係を示す資料を紹介した。明治期の浜益は、鯉漁業で栄え、いわゆる「親方」と呼ばれる鯉漁で財を成した漁業者が多く存在した。一方で浜益の酒造業は、幕末頃から始まり、5軒の酒造家が営業していた。「酒造税法」では、全ての酒造家が納税保証として、造石税の半額に相当する保証物の提出が義務付けられた。酒税は、税制の法整備が行われる毎に増額したため、酒造家にとって資金面での困難が生じたと考えられる。本稿で紹介した土井清一郎や山中九郎治は、澤谷家が経営する漁場に酒を卸していた。当時、漁業や会社経営、海運業等、多岐に渡って活躍していた澤谷家の財力を考えれば、このような増税に対して、酒造家が澤谷のような人物を納税保証人として立てることは、容易に想像できる。澤谷家としては、酒造家との結び付きによって、漁夫の労働対価として欠かすことのできない酒を安価に仕入れることが可能となり、漁場経営を安定させることができたと推測する。

本資料は一地域の漁業家と酒造家の関係を示す一例ではあるが、今後、道内の漁業地域や他産業の地域資料との比較分析を行うことで、明治期の北海道の地域産業についてより解明されていくと考える。また、本稿で紹介した旧厚田村寄託資料には、澤谷家文書をはじめ、数多くの漁業関係資料が含まれている。これらの資料を調査し、明治・大正期の浜益、厚田の新たな側面を考察していきたい。

謝辞：本稿の執筆に伴う資料調査では、以下の機関と個人にお世話になりました。

北海道博物館 舟山直治氏、三浦泰之氏、山際秀紀氏、山田伸一氏、函館市中央図書館 丹羽秀人氏、司書の皆さま

また、いしかり砂丘の風資料館の工藤義衛氏には、文

書の調査や本稿の構成等についてご教示をいただきました。佐藤睦氏には、浜益や澤谷家についてご教示をいただきました。そして指導教官である百瀬響教授には構想から執筆に至るまで丁寧なご指導をいただきました。末筆ではありますが、お世話になった皆さまに心より御礼申し上げます。

- 注1 旧厚田村寄託資料 「明治四十二年十二月 酒造税金借受帳及酒出控記入帳」 北海道博物館蔵。
旧厚田村寄託資料 「納税保証書」 北海道博物館蔵。
旧厚田村寄託資料 「雑書類」 北海道博物館蔵。
- 注2 佐藤家は、厚田の漁業家・実業家で、屋号は「山丸」である。当主は佐藤松太郎（1863-1918）。最盛期には漁夫2,000人を雇う大網元であった（谷内・藤村・鈴木・木滑編，1969：476-480）。
- 注3 初代伊達林右衛門は（?-1837）は、陸奥国伊達郡の出身である。天明8（1788）年に陸奥国伊達郡から渡島国に渡り、寛政5（1793）年に福山で商店を開業した。
- 注4 中川屋勇助は、越後国岩船郡越屋町出身の漁業家で、明治2（1869）年の場所請負制の廃止まで請負人として務めた。「本間文右衛門の分家武兵衛の三男として生まれ、名を由松、または勇助、要助とも称していた」（石橋編，1980：241）。船大工として商船を作る傍ら、天保8（1837）年より新潟港や酒田港、箱館港を拠点に日用品や米、酒など物資の取引を行った。
- 注5 澤谷家の屋号は、（リュウゴイチ）である。初代は漁業、2代目は漁業の他、会社経営や海運業等に携わり幅広く活動した。3代目は浜益郵便局の局長に就き、4代目は浜益から小樽に移住し、銀行員として勤め、家業は営まなかった。
- 注6 生没年や出身、履歴等は不明である。
- 注7 18ヶ統の地域は、濃屋（1ヶ統）・尻内（2ヶ統）・シルトエ（1ヶ統）・毘砂別（1ヶ統）・川下（1ヶ統）・ワタラエ（1ヶ統）・適沢（3ヶ統）・群別（4ヶ統）・幌群別（2ヶ統）・茂生（1ヶ統）である。澤谷家は適沢の1ヶ統を担った（石橋編，1980：261-264）。
- 注8 中川屋文書 「運上屋家入用浜方注文並ニ貸付書上」 函館市中央図書館蔵。
- 注9 開拓使文書 「鮑突税及村方拝借金上納方ニ付何ノ件」 北海道立文書館蔵。
- 注10 青森県東津軽郡一本木村（現在の青森県東津軽郡今別町）の出身で、明治34（1901）年に家督を相続した。2代目澤谷新三郎の漁場経営期間は不明である。
- 注11 合同漁業株式会社の設立には、大正初年以降減少していた鯉生産量と第一次世界大戦の恐慌による不況という背景があり、石狩・後志・留萌・宗谷支庁管内の鯉定置漁業権者を一本化し、漁業経営の安定と合理化を図るねらいがあった。各漁場経営者は、漁業権や建物、漁船、船具等の現物出資を行い、会社の資本金とした。浜益は、鯉漁業家のうち7割近くが加入し、合同漁業株式会社浜益事業区として経営に当たった（石橋編，1980：596-610）。
- 注12 土井清一郎（1876-?）は、明治40（1907）年に浜益村の村会議員となり、大正10（1921）～昭和3（1928）年に第19代村長に就任し、昭和9（1934）年～11（1936）年に再び第21代村長に就任した。

山中九郎治(1866-?)は、明治36(1903)年に茂生村の鰯刺網漁場経営者に名を連ねていることから、漁業者でもあったと考えられる(石橋編, 1980: 476)。

注13 一石=百升(180.39リットル)。

注14 北海道統計の清酒の地区別生産数量によれば、浜益郡のデータは、明治42年と43年があり、明治44年から空欄となっている。大正期は浜益郡の項目がない(加藤, 2015: 195-196)。

注15 酒造株は、江戸時代の酒造免許制度で、明暦3(1657)年に制定された。酒株とも言う。酒造米高(造石高)を株高として表示し、株札に株高と酒造営業人の住所・氏名を明記して交付した。酒造業はこの株札を与えられた者のみに認められ、株高を超過する酒造は禁じられた(浅尾ほか編, 2000: 478)。

注16 酒造営業税は、酒造営業のための免許税である。清酒や味噌、焼酎など米や雑穀、果実を醸造あるいは蒸留する酒造家は営業申請を行い、免許鑑札を受けなければならない。一年間で酒一種につき10円が賦課された(内閣官報局編, 1975: 31)。

醸造税は、酒造営業のための売上税である。過去半年の酒の平均相場を基に、酒造家が定めた売価の10分の1が、醸造税として課せられた(同: 32)。

注17 酒類造石税は、酒類の醸造高に応じて賦課された税である。清酒や濁酒などの醸造酒は、一石につき2円が課せられた(内閣官報局編, 1976: 241)。

注18 明治15(1882)年の改正により、一石あたり、それぞれ4円、5円、6円に増徴された(内閣官報局編, 1976: 241)。

注19 「酒造税則取扱心得書」は、明治17(1884)年8月3日に函館・沖縄・札幌・根室の4県を除く府県で改正された(大蔵省達第64号)。

注20 本資料は、明治40年度の「納税証明書」を1頁目として一つに綴られている。その1頁目には札幌税務署からの付箋が貼付してある。本資料は税務署から返送された可能性がある。

注21 海産干場とは、漁業収穫物を海浜で収容・加工する場所を指す(日外アソシエーツ株式会社編, 1998: 269)。

注22 田中マツと笹谷福蔵については、未調査であるため、詳細は不明である。

610-6)

旧浜益村文書(いしかり砂丘の風資料館蔵)

「勸業統計 明治四十二年」(収蔵番号146)

引用文献

浅尾直弘ほか 編, 2000. 日本歴史大事典2. 小学館.

北海道水産協会編, 1935. 北海道漁業誌稿. 北海道水産協会.

石橋源 編, 1980. 浜益村史. 浜益郡浜益村.

加藤良己, 2015. 北海道の酒造家と酒造史資料. サッポロ堂書店.

国税庁税務大学校税務情報センター租税史料室 編, 2009. 酒税関係史料集1/明治時代. 国税庁税務大学校税務情報センター租税史料室.

国税庁税務大学校税務情報センター租税史料室 編, 2010. 平成21年度特別展示/明治の酒税. 国税庁税務大学校税務情報センター租税史料室.

松井十郎 編, 1894. 北海道実業人名録. 北海道実業人名録編纂所.

内閣官報局 編, 1975. 法令全書8-1. 原書房.

内閣官報局 編, 1976. 法令全書13-1. 原書房.

日外アソシエーツ株式会社 編, 1998. 歴史民俗用語よみかた辞典. 日外アソシエーツ株式会社.

田邊禎蔵 編, 1903. 北海道営業鑑/附三府及横濱神戸愛知. 田邊禎蔵.

引用史料

旧厚田村寄託資料(北海道博物館蔵)

「明治四十二年十二月 酒造税金借受帳及酒出控記入帳」(収蔵番号28128)

「納税保証書」(収蔵番号28117)

「雑書類」(収蔵番号28129)

中川屋文書(函館市中央図書館蔵)

「運上屋家入用浜方注文並ニ貸付書上」(請求記号K08 ハハ4036)

開拓使文書(北海道立文書館蔵)

「鮑突税及村方拝借金上納方ニ付伺ノ件」(簿書番号

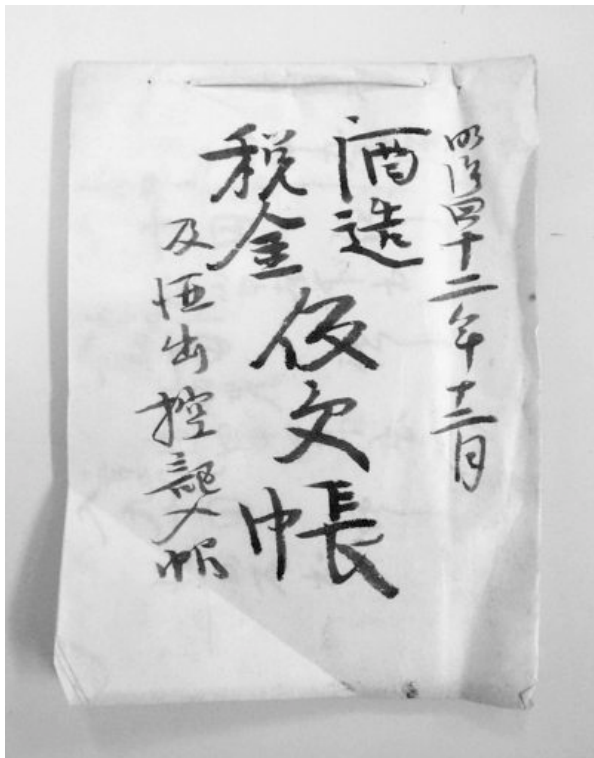


写真1. 酒造税金仮受帳及酒出控記入帳
(資料1, 北海道博物館所蔵).

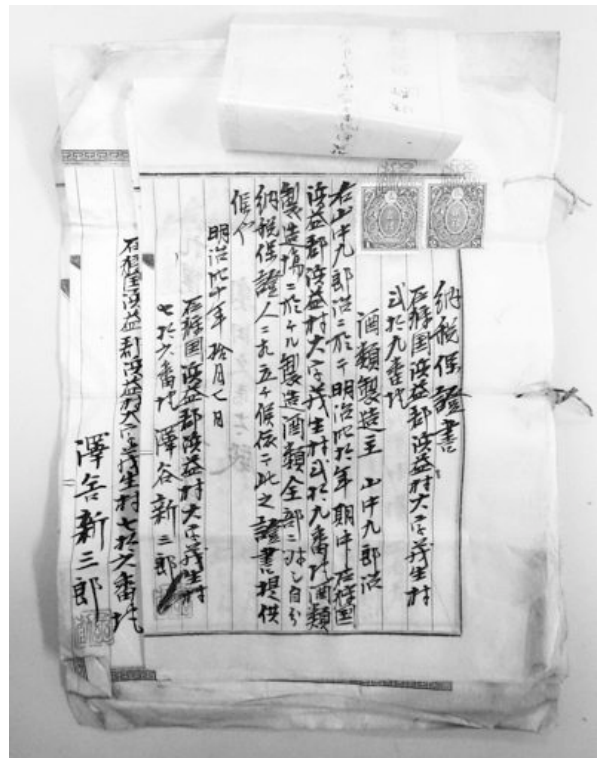


写真2. 納税保証書 (資料2, 北海道博物館所蔵).



写真3. 雑書類 (資料3, 北海道博物館所蔵).

資料1 「明治四十二年十二月 酒造税金仮受帳及酒出控記入帳」 解読文

山中九郎治

土井清一郎

十二月五日

入 十円 預り
酒二斗壺升出

十二月七日

入 貳十円廿四銭 預り
酒四斗四升出

十二月廿九日

入 九十円 預り
酒貳石出

一月七日

入 百五十円八十七銭 預り
酒三石二斗八升

一月七日

入 貳十円 預り
酒

(朱) 合計 金貳百九十一円十一銭

一月十五日金口印
へ封印ノ口預レリ

一月十九日

入 (印) 五十円 預り
酒

一月廿二日

入 (印) 貳十円 預り

二月五日

入 (印) 五十円 預り (横書きで) 411,110

二月廿二日

入 (印) 百四十二円

八十六銭 預り

合計 五百五十三円九十七銭

二月廿三日 右金山中九郎治へ御渡シ全人ヨリ
札幌税務所へ送金

十一月

一 酒五斗出 川下(ハ)行
(朱) 右 此金受入

十二月廿五日

入 六円九十銭 預り
酒 壺斗五升出

同日

入 九円 預り
酒 貳斗出

一月五日

入 貳十円 川下口より受入
九十銭 預り

酒五斗出

同日

入六十三円 預り

十二月三十日 酒四斗五升

一月二日 酒五斗

一月七日迄 酒四斗五升

合計 一石四斗出

(朱) 合計 金九十九円八十銭

一月十五日 金渡アリ

封印ノ口預ケ

二月廿五日受可

十二月廿八日

一 酒 三斗七升 伊藤良吉

代一七、〇二〇

(振替勘定印) 一 酒一斗五升五合 澤谷漁場

代七、一三〇 (朱) 伊二郎より

一 酒 壺斗 小林ミスキ

代四、六〇〇

十二月三十日

一 酒一斗貳升貳合 横山久市

代五、六一〇

十二月三十日

一 酒一斗三升七合 三上留吉

代六、三〇〇

十二月卅一日

一 酒一斗二升 伊藤由三郎

代五、五二〇

(振替勘定印) 一 酒五升 澤谷漁場

代二、三〇〇

合計 壺石〇五升四合

一月十四日

入 十一円廿八銭 預り

貳斗三升五合出

合計 三石五斗三升九合

九日

一 酒五升 横山久市

代二、三〇〇

十日

(振替勘定印) 一 酒五升 澤谷漁場

代二、三〇〇

貸 〆五十三円八銭□

二月二日

入 四十円 預り

同日

(振替勘定印) 入十円 地白米

貳□

同日

(振替勘定印) 入百〇五円 古酒六樽

六十銭 貳石四斗

日□まで

(朱) 合計

金三百十九円七十六銭

内訳

(振替勘定印) 百五十一円〇 四十二年十二月廿五日より

八銭 四十三年二月二日迄

正金受可

(振替勘定印) 十円 白米貳□

受可

(振替勘定印) 百〇五円六十銭 酒六樽

貳石四斗受可

(振替勘定印) 十一円七十三銭 〆漁場

酒代金

十七円〇貳銭 伊藤良吉

酒代貸

四円六十銭 小林ミスキ

酒代貸

七円九十一銭 横山久市

酒代貸

六円三十銭 三上留吉

酒代貸

五円五十貳銭 伊藤由三郎

酒代貸

(朱) 未収入ノ合計四十一円三十五銭

合計 三百九円七十六銭

八石六斗 □□

内

三石六斗三升九合 □金□

及拭□

□□事

貳石四斗 六樽□□

四斗入

四十四銭□

貳斗五升 オリ酒

□□

〆 六石貳斗八升九合

同日

貳石三斗一升壺合

四十四銭

代金 百〇壺円貳十銭

□□

内

四十円 二月二日受入

十円 地□米

貳□

受入

資料2 「納税保証書」 解読文

【1】納税保証書

(収入印紙)

納税保証書

石狩国浜益郡浜益村大字茂生村貳拾九番地

酒類製造主 山中九郎治

右山中九郎治ニ於テ明治四拾年期中石狩国浜益郡浜益村大字茂生村貳拾九番地酒類

製造場ニ於ケル製造酒類全部ニ対シ自分納税保証人ニ相立チ候依テ此之證書提供

候也

明治四十年拾月七日

石狩国浜益郡浜益村大字茂生村

七拾六番地 澤谷新三郎 印

札幌税務署長税務属

奥田久馬太殿

【2】資産調書

資産調書

種目	所在地	反別	地價	時價	所有者
畑	浜益郡黄金村字柏木村 ニ番ノ一	壹丁貳反四畝貳 拾五歩		壹百五拾円也	浜益村大字茂生村 沢谷新三郎
宅	浜益郡黄金村字柏木村 ニ番ノ甲	壹反貳畝歩		貳拾五円也	右全人
畑	浜益郡黄金村大字実田 村拾八番	六反六畝拾九歩		八拾六円也	右全人
畑	浜益郡黄金村大字実田 村三拾四番	七丁六反三畝貳 拾三歩		九百五拾円也	右全人
畑	浜益郡黄金村大字実田 村拾九番ノ一	四反七畝拾三歩		六拾壹円也	右全人
海産干場	浜益郡浜益村大字群別 字床丹四百ニ拾番	三反貳畝拾九歩		三百五拾円也	右全人
海産干場	浜益郡浜益村大字茂生 村拾六番	壹丁八畝壹歩		壹千五百円也	右全人

合計金參千壹百貳拾貳円也

右之通りニ御口候

明治四拾年拾月七日

石狩国浜益郡浜益村大字茂生村

七拾六番地

澤谷新三郎 印

札幌税務署長税務属

奥田久馬太殿

【3】納税保證物免除申請

納税保證物免除申請

石狩国浜益郡浜益村大字茂生村

七拾六番地

漁業 澤谷新三郎

右ハ石狩国浜益郡浜益村大字茂生村貳拾九番地酒造場ニ於ケル明治四拾壹年期
中製造酒類全部ニ対シ納税保證人ニ相立テ度候間御認可御事度

此之段申請候也

明治四拾壹年十月一日

石狩国浜益郡浜益村大字

茂生村貳拾九番地

山中九郎治 印

札幌税務署長税務属官

奥田久馬太殿

【4】納税保證書

(収入印紙)

納税保證書

石狩国浜益郡浜益村大字茂生村貳拾九番地

酒類製造主 山中九郎治

右山中九郎治ニ於テ明治四拾壹年期中石狩国浜益郡浜益村大字茂生村貳拾九番
地酒類製造場ニ於ケル製造酒類全部ニ対シ拙者納税保證人ニ相立

チ候依テ此之證書提供候也

明治四拾壹年十月一日

石狩国浜益郡浜益村大字茂生村

七拾六番地 澤谷新三郎 印

札幌税務署長税務属官

奥田久馬太殿

【5】資産調書

種目	所在地	反別	地價	時價	所有者
畑	浜益郡黄金村字柏木村 貳番地	壹町貳反四畝貳 拾五歩		壹百五拾円	浜益村大字茂生村 沢谷新三郎
宅	浜益郡黄金村字柏木村 貳番ノ甲	壹反貳畝歩		貳拾五円	右全人
畑	浜益郡黄金村大字実田 村拾八番	六反六畝拾九歩		八拾六円	右全人
畑	浜益郡黄金村大字実田 村参拾四番	七町六反参畝貳 拾参歩		九百五拾円	右全人
畑	浜益郡黄金村大字実田 村拾九番ノ壹	四反七畝拾参歩		六拾壹円	右全人
海産干場	浜益郡浜益村大字群別 字床丹四百貳拾番	参反貳畝拾九歩		参百五拾円	右全人
海産干場	浜益郡浜益村大字茂生 村拾六番	壹町八畝壹歩		壹千五百円	右全人

合計金参千壹百貳拾円也

明治四拾壹年 月 日

石狩国浜益郡浜益村大字茂生村七拾六番地

澤谷新三郎 印

札幌税務署長税務属官

奥田久馬太殿

【6】印鑑証明願

印鑑証明願

(印) 印鑑 (印・付箋) 浜益郡浜益村大字茂生村七拾六番地

澤谷新三郎

明治七年九月貳拾八日生

右印鑑御証明□□成度止め御願□也

明治四拾壹年拾月九日

浜益郡浜益村大字茂生村七拾六番地

澤谷新三郎 印

浜益郡浜益村長 下田実殿

前書之通り願出ニ付相違ナキコトヲ証明ス

明治四十一年十月九日

浜益郡浜益村長下田實 印

【7】納税保證書

(収入印紙) 澤谷 納税保證書

石狩国浜益郡浜益村大字茂生村貳拾九番地

酒類製造主 山中九郎治

右山中九郎治ニ於テ明治参拾九年年期中石狩国浜益郡浜益村大字茂生村貳拾九番地酒類製造場ニ

於ケル製造酒類全部ニ対シ自分納税保證人ニ相立チ候依テ此之證書提供候也

明治参拾九年九月廿五日

石狩国浜益郡浜益村大字茂生村七拾六番地

澤谷新三郎 印

札幌税務署長税務属官

奥田久馬太殿

【8】 預り証

(収入印紙) 預り証

一 酒造器具

内訳

酒造桶 貳拾八個 大小取交壺号ヨリ参拾四号迄

内欠号一二、二七、二八、二九、三〇、三二、

甕 貳個

酒槽 壺個 附属品□

層枰 壺個

大甕 壺個 五斗五升入

締木 壺本

半切桶 貳拾八個 内二ヶ伊藤へ貸シ

試桶 九個 内一ヶ伊藤へ貸シ □□一ヶアリ

檐桶 壺荷 壺ヶハ□□ナシ

暖気樽 八個

桃桶 参個

御手桶 四個 三、内一ヶ伊藤へ貸シ

蒸釜 壺個 壺石四斗入

米研桶 壺個

麴板 百七拾八枚 一七七、内一四ヶ三□郎へ貸シ

蒸溜器 壺組

全角形甕 壺個

濾過器 壺個

掛袋 参百拾五枚 大小取交 二八六

櫓 拾本 一五

以上

右正ニ受取預リ置候確實也御入用之節ハ

何時タリトモ御渡シ可申候也

明治四十三年四月拾壹日

浜益郡茂生村八十三番地

伊藤平太郎 印

澤谷新三郎殿

資料3 「雑書類」 解読文（全頁に墨書で×、澤谷の押印部分は破られ、欠損している）

（1）第卅七號

仮記

一 金百四拾貳円八十六錢 印

右正ニ請取候也

明治四三年二月廿二日 澤谷新三郎 印

山中九郎治 様

（2）第卅四號

仮記

一 金五拾円也 印

右正ニ請取候也

明治四三年二月五日 澤谷新三郎 印

山中九郎治 様

（3）第卅三號

仮記

一 金貳拾円也

右正ニ請取候也

明治四三年壹月廿二日 澤谷新三郎 印

山中九郎治 様

（4）第卅二號

仮記 印（収入印紙）

一 金五拾円也

四十二年度酒造税保証ニ向ケ

右正ニ請取候也

明治四三年壹月十九日 澤谷新三郎 印

山中九郎治 様

（5）第卅號

仮記 （収入印紙）割印

一 金九十円 印 十二月廿九日より酒貳石出

金百五十円八十七錢 印 一月七日より酒三石貳斗
八升出

金貳拾円 印 一月七日より

✕

右正ニ請取候也

明治四三年壹月七日 澤谷新三郎 印

山中九郎治 様

（6）第拾三號

記 割印（収入印紙）

一 金拾円也 十二月五日より

一 金貳拾円四十三錢廿四錢 十二月七日より
但シ四十二年度納税酒造税金之内預リ

右正ニ請取候也

明治四十二年十二月七日 澤谷新三郎 印

山中九郎治 様